

全建事発第133号

令和6年3月29日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会長 奥村 太加典

[公印省略]

「監理技術者制度運用マニュアル」における正誤表について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全建事発第128号で監理技術者制度運用マニュアルの一部改定について通知したところですが、今般、国土交通省より同マニュアルの正誤表の送付がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、修正を反映した「監理技術者制度運用マニュアル」のデータにつきましては、以下のURLからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

【添付資料】

別紙1 国土交通省周知依頼文

別紙2 「監理技術者制度運用マニュアル」正誤表

以上

(担当) 事業部 森島

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
令和6年3月29日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

「監理技術者制度運用マニュアル」における正誤表の送付について

「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付国総建第316号、最終改正 令和6年3月26日国不建技第290号）につきまして、別紙の通り正誤表を送付いたします。

修正を反映した「監理技術者制度運用マニュアル」のデータにつきましては、下記からご使用ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html



(問い合わせ先)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業技術企画室 技術検定係

TEL:03-5253-8111 (内線 24744)

監理技術者制度運用マニュアル 正誤表

| 該当箇所 | 正 | 誤 |
|--|--|--|
| 二一 二 監理技術者等の設置 (1) 監理技術者等の設置における考え方 | ②(略)また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる(法第二十六条の三第 <u>七</u> 項)。 | ②(略)また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる(法第二十六条の三第 <u>六</u> 項)。 |
| 二一 四 監理技術者等の雇用関係 (2) 直接的な雇用関係の考え方 | ②直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない(規則第十七条の三十四第 <u>一</u> 項及び第十七条の三十四第 <u>一</u> 項)。 | ②直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない(規則第十七条の三十三第 <u>一</u> 項及び第十七条の三十四第 <u>一</u> 項)。 |
| 二一 四 監理技術者等の雇用関係 (4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い | ①建設業を取り巻く経営環境の変化に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。 1) 略 2) 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて(改正)(平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百 <u>五十七</u> 号) 3) 略 4) 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(令和五年三月十三日付、国土建第六百 <u>一</u> 号) | ①建設業を取り巻く経営環境の変化に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。 1) 略 2) 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて(改正)(平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百 <u>四十九</u> 号) 3) 略 4) 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)(平成二十八年三月二十四日付、国土建第四百八十三号) |

| 該当箇所 | 正 | 誤 |
|---|--|--|
| <p>四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等 (2)資格者証に関する規定</p> | <p>⑤資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され(法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十五)、様式は図-1に示すものとなっている(監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ)。 1) 交付を受ける者の氏名、生年月日及び住所 2) 以下略</p> | <p>⑤資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され(法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十三)、様式は図-1に示すものとなっている(監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ)。 1) 交付を受ける者の氏名、生年月日、<u>本籍</u>及び住所 2) 以下略</p> |
| <p>四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等 (3)監理技術者講習に関する規定</p> | <p>④各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される終了履歴の様式は図-2に示すものとなっており(規則第十七条の十二)、講習の修了を証明するものとして発注者等から掲示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、終了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。</p> | <p>④各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される終了履歴の様式は図-2に示すものとなっており(規則第十七条の九)、講習の修了を証明するものとして発注者等から掲示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、終了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。</p> |
| <p>図-1 資格者証の様式 表面</p> |  |  |
| <p>図-1 資格者証の様式 備考</p> | <p><u>1</u> 磁気ストライプを埋め込むこと。</p> | <p><u>1</u> 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍)を記載すること。 <u>2</u> 磁気ストライプを埋め込むこと。</p> |